

久留米市医療的ケア児保育支援事業業務委託 公募型指名競争入札実施要領

久留米市公立保育所における医療的ケア児保育支援事業業務委託の契約に関して、下記のとおり、公募により指名競争入札（公募型指名競争入札）を実施する。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名：久留米市医療的ケア児保育支援事業業務
- (2) 履行場所：久留米市江南保育園（久留米市荘島町 11-1）（以下、「実施施設」という。）
- (3) 業務内容：別紙「久留米市医療的ケア児保育支援事業業務仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：契約締結日（平成30年10月初旬頃）から平成31年3月31日まで
- (5) 予定価格：6, 387, 372円（税込み）
5, 914, 234円（税抜き）
- (6) 最低制限価格：設定しない
- (7) 支払条件：仕様書記載のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、公募型指名競争入札参加申請書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 基本的要件
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - ②久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
 - ③国税（法人税及び消費税をいう。）を完納していること。
 - ④入札に参加しようとする者（本店もしくは支店又は主たる事務所もしくは従たる事務所等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
 - ⑤手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑦法人の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
 - ⑧過去3年間に入札に参加しようとする者（支店又は従たる事務所等を含む）及び従業員が所管監督官庁より行政処分を受けていないこと。
- (2) 基本的要件以外の要件
- ①法人登記をしていること
 - ②久留米市内に事業所等を有し、久留米市及び実施施設と速やかに連絡調整が取れること
 - ③事業者として過去3年間のうちに乳幼児に対する医療的ケア業務を実施した実績があること
 - ④現に常勤の看護師を3人以上雇用又は登録等をしていること
 - ⑤以下に掲げる事項を全て満たすこと
 - ア 乳幼児に対する医療的ケアを実施することができる看護師を常時配置できること
 - イ アに掲げる看護師は、乳幼児に対する医療的ケアの実務経験が通算1年以上あること
 - ⑥配置する看護師は、原則として同じ看護師とし、複数の看護師を充てる場合（シフト）も同様とすること
 - ⑦本業務に従事する看護師が事故などで欠けた場合には、代替の看護師を配置できること
 - ⑧再委託を行うことなく本業務が履行できること
 - ⑨医療的ケアの実施に伴い必要となる機材（パソコン等）、被服及びマスク、消耗品等を事業者の負担で調達すること
 - ⑩乳幼児への医療的ケアの実施に関し、実施施設職員への研修を企画、実施できること
 - ⑪本事業の受託を終了する場合は、新たに受託する事業者等に対して、実地研修などの方法による十分な引き継ぎを行うこと。また、本事業の受託を新たに開始する場合は、現在の受託事業者から実地研修などの方法による引き継ぎを受けることができること
 - ⑫上記を確認するための書類として、久留米市が指定する書類及び「3 入札参加申請の手続き」に定める書類が提出できること

3 入札参加申請の手続き

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を持参又は郵送にて提出すること。

ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、イ～エの提出書類は提出しなくてよいものとする。また、ウ、エは締切日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

なお、郵送の場合、一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。

(1) 提出書類

- ア 公募型指名競争入札参加申請書（第1号様式）
- イ 役員等調書及び照会承諾書（第2号様式）
- ウ 登記事項全部証明書（履歴事項証明書）
- エ 次に掲げる、入札参加者の所在地区分別の納税等証明書

所在地区分	税区分		納税等証明書
		税目	法人
市外 (県外)	国税等	法人税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明 (納税証明書その3の3)
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明

- オ 参加資格に係る申立書（第3号様式）
- カ 事業者情報の概要（第4号様式）
- キ 看護師配置予定者経歴一覧（第5号様式）
- ク 実施施設職員研修実施計画書（第6号様式）
- ケ その他「2 入札に参加する者に必要な資格」を確認できる書類（任意様式）

(2) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 市庁舎16階
久留米市子ども未来部子ども施設事業課（担当；石橋）
電話；0942-30-9754 ファックス；0942-30-9718
電子メールアドレス；kodomocity.kurume.fukuoka.jp

なお、窓口を持参する場合は、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く、8時30分から17時15分までに提出すること。

(3) 提出書類の様式等の交付

提出書類の第1号様式から第6号様式及び本業務の仕様書については、久留米市ホームページよりダウンロードすること。

(4) 提出期限

平成30年9月12日（水）必着

(5) 質問の期限及び回答

①質問方法

質問書（様式は久留米市ホームページよりダウンロードすること）を添付した電子メ

ール又はファックスで行うこと。

②質問期限

平成30年9月4日（火）17時15分までに必着

③回答方法

平成30年9月7日（金）までに、質問書に記載されたメールアドレス宛に電子メール、又はファックス番号宛にファックスで回答するとともに、必要に応じて久留米市ホームページに掲載する。

(6) 留意事項

公募型指名競争入札参加申請書の提出が直ちに指名につながるものではないことに留意すること。

4 入札参加の指名

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、「2 入札に参加する者に必要な資格」について審査を行った後、指名の可否を「指名競争入札参加通知書」で通知する。

なお、審査の結果、指名する事業者が1者のみとなった場合においても、入札手続きは中止しない。

(1) 通知方法 郵送による

(2) 通知時期 平成30年9月14日（金）【予定】

5 入札及び落札者の決定方法

(1) 入札方法

提出方法 「9 問い合わせ先（事務局）」宛てに一般書留又は簡易書留にて郵送する。

提出締切り 平成30年9月27日（木）（必着）【予定】

(2) 開札日時 平成30年9月28日（金）10：00【予定】

(3) 開札場所 久留米市庁舎 16階 会議室【予定】

(4) その他の事項 詳細は「指名競争入札参加通知書」に記載する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

「指名競争入札参加通知書」で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「契約規則」という。）第7条に該当する場合は、減免

する。

入札保証金の減免及び納付方法については、「指名競争入札参加通知書」において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、契約規則第27条に該当する場合は減免する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (3) 所定日までに入札書が提出されないとき
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、契約規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

9 問い合わせ先（事務局）

久留米市子ども未来部子ども施設事業課（市庁舎16階）

住所；〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話；0942-30-9754 ファックス；0942-30-9718

電子メールアドレス；kodomo@city.kurume.fukuoka.jp

担当；石橋